都城市高崎地区まちづくり協議会規約

(名称)

- 第1条 この会は、都城市高崎地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (事務所)
- 第2条 協議会の事務所は、都城市高崎町大牟田 1150 番地1 都城市高崎総合支所(以下「総合 支所」という。)内に置く。

(目的)

- 第3条 協議会の範囲は、高崎地区とし、その活動拠点である総合支所を中心にして、地区住民の 総意に基づき、地区住民及び各種団体等が連帯協調して事業活動を展開し、安心で安全な住みよ い環境づくりを目指すために、社会教育のみならず福祉、健康、青少年の健全育成等地域活動の 推進を図ることを目的とする。
- 2 協議会は、地区における諸課題等の解決を図り、住みよい地域社会づくりを目指し、自主的、 主体的に地域活動を行うことを目的とする。
- 3 協議会は、地区住民相互の親睦及び交流を深め、地域環境に関する事項を協議し、自主的なコミュニティ活動を通じて、住民参加型のまちづくりを進めることを目的とする。

(業業)

- 第4条 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。
 - (1) 総合的施策に関すること。
 - (2) 各種団体相互の連携強化に関すること。
 - (3) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関すること。
 - (4) 広報活動の推進に関すること。
 - (5) 「まちづくり」のためのイベント等の調整に関すること。
 - (6) 都城市東霧島多目的集会所外10施設の管理運営業務に関する基本協定 書に基づく事業に関すること。(統括は事務局とする)
 - (7) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

- 第5条 協議会は、高崎地区住民及び各種団体をもって構成する。
- 2 前項の各種団体等とは、都城市高崎地区まちづくり協議会運営規程(以下「規程」という。)で 定める。

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 部会長 6名
 - (5) 副部会長 6名
 - (6) 部会書記 6名
 - (7) 監事 2名

(役員の選任)

- 第7条 会長、副会長及び監事は、選考委員会で選考し、総会において承認する。
- 2 前項の選考委員会の設置については、別に規程で定める。

- 3 事務局長は、会長が委嘱する。
- 4 部会長、副部会長及び部会書記は、各専門部会員の互選により選出する。 (職務)
- 第8条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 事務局長は、協議会運営に関する事務を管掌するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。
 - (4) 部会長は、部会を総括する。また、部会員の意見等を集約し、役員会に諮るとともに、役員会の審議内容等を部会に報告する。
 - (5) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (6) 部会書記は、部会の議事録を作成し、事務局に提出する。
 - (7) 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。 (任期)
- 第9条 会長、副会長、事務局長、監事の任期は2年とし、その他の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 3 任期中の役員に欠員が生じた場合には、役員を補充することができる。
- 4 会長は、前項の役員を補充したときは、役員会で承認を受けなければならない。
- 5 任期途中の補充の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬等)
- 第10条 役員には、報酬等を支給する。報酬等の額については、別に規程で定める。 (顧問)
- 第11条 協議会に若干の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、指導・助言をすることができる。 (会議)
- 第12条 協議会に次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
 - (4) 三役会

(総会)

- 第13条 総会は、定期総会と臨時総会とし協議会の最高議決機関とする。
- 2 定期総会は、年1回とし、毎年4月末日までに会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の過半数の要請があったとき、会長が招集する。
- 4 総会は、役員及び第5条第2項に定める各種団体等から選出された代議員及び公募委員をもって構成し、会議は構成員の過半数(委任状を含む。)の出席者をもって成立する。
- 5 前項の代議員の数及び公募委員の選考については、別に規程で定める。

- 6 議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。 ただし、第14条第4号については、総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。
- 7 総会の議長は、代議員の出席者の中から選出する。

(総会の議決事項)

- 第14条 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
 - (1) 事業計画・事業報告に関すること。
 - (2) 予算に関すること。
 - (3) 決算の承認に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 役員の承認に関すること。
 - (6) 行政機関との案件に対する各種事項の処理に関すること。
 - (7) その他協議会の運営に関すること。

(役員会)

- 第15条 役員会は、会長、副会長、事務局長、部会長及び副部会長で構成し会長が招集する。
- 2 会長が必要と認める場合には、役員会に都城市役所の関係職員の出席を求めることができる。
- 3 議長は、会長が行う。

(役員会の任務)

- 第16条 役員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 事業計画の策定に関すること。
 - (2) 予算・決算の作成に関すること。
 - (3) 規約の改廃の策定及び規程の制定または改廃に関すること。
 - (4) 部会報告に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認めること。
- 2 役員会は、次に揚げる事項のうち、市長その他の市の機関(以下「市の執行機関」という。)により意見を求められたもの又は必要と認めるものについて審議し、市の執行機関に意見を述べることができる。
 - (1) 高崎地区における市の施策に関する事項。
 - (2) 高崎地区内の自治組織の育成に関する事項。

(専門部会)

- 第17条 協議会の事業を推進するために、次の専門部会を置く。なお、活動内容は別表1に定めるとおりとし、地域の振興及び地域の課題の解決に向けて、他の専門部会及び各種団体等との連携に努め、事業を主体的に計画、推進するとともに、各専門部会において必要な予算について審議及び編成を行うことができる。
 - (1) まちづくり部会
 - (2) 環境・安全部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 青少年育成部会
 - (5) 産業部会
 - (6) フットパス部会
- 2 専門部会を構成する団体については、別に規程で定める。ただし、会長、副会長及び事務局長にあっては、どの専門部会にも出席できるものとし、単一の専門部会に所属しない。

- 3 各専門部会に、部会長1名、副部会長1名及び部会書記1名を置く。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。

(三役会)

- 第18条 三役会は、会長、副会長及び事務局長で構成し、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 三役会は、協議会の運営に必要な事項を協議する。

(広報委員会)

- 第19条 協議会の広報を推進するために、協議会に広報委員会を置く。
- 2 委員は、各専門部会の部会長とし、委員長は委員の互選により選出する。
- 3 広報委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(広報委員会の任務)

- 第20条 広報委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 広報誌の作成に関すること。
 - (2) 協議会のホームページの作成及び維持管理に関すること。
 - (3) その他協議会の活動の広報・啓発に関すること。

(資産の構成)

- 第21条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 委託料
 - (3) 交付金
 - (4) 補助金
 - (5) 寄付金
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第22条 協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

(会計処理)

- 第23条 協議会の会計処理は、総会の議決に基づき行う。
- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、役員会の議決を経て行うことができる。

(暫定予算)

- 第24条 前項第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算が成立する日まで前年度の予算に準じ収入し、または支出することができる。
- 2 前項の規定による収入または支出は、新たに成立した予算収入または支出とみなす。 (事業報告及び決算等)
- 第25条 協議会の事業報告等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに監事の監査を経て、 総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第27条 協議会の事務を処理するために、総合支所内に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局員として、事務局長1名及び事務員若干名を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が役員会の議決を経て別に規程で定める。

(事務局の任務)

- 第28条 事務局の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会全体の事業計画立案に関すること。
 - (2) 予算案作成、決算報告及び会計事務に関すること。
 - (3) 協議会の運営に関すること。
 - (4) 各専門部会の事業活動の総合調整に関すること。
 - (5) 各専門部会の指導、助言に関すること。
 - (6) 行政機関、その他関係団体との連絡調整に関すること。
 - (7) 総会及び役員会の書記記録に関すること。
 - (8) 他の部門に属さない事項の提案及び整理、処理に関すること。

(雑則)

- 第29条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、別に規程で定める。 附 則
 - この規約は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月27日から施行する

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する

別表1(第17条第1項関係)

専門部会名	活動及び運営の基準
まちづくり部会	○地域振興などに関する業務○自治公民館との調整、連携及び行政との連携、情報交換に関する業務
環境•安全部会	〇環境美化、リサイクルの推進、地区内の基盤整備など 環境整備に関する業務 〇防犯、防災、交通安全、見守り活動など住民の安全安 心確保などに関する業務
健康福祉部会	〇高齢者、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり、食生活改善、ボランティア交流など地域福祉の推進などに 関する業務
青少年育成部会	〇青少年育成、生涯学習の推進、社会教育の振興、伝統 文化の継承など教育及び文化振興などに関する業務
産業部会	〇地域振興、産業振興、観光振興、各イベントなどに関 する業務
フットパス部会	〇高崎地区内のフットパス事業に関する業務